

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について

三重県医師国民健康保険組合では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、組合員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等に、傷病手当金を支給しています。支給要件は次のとおりです。

なお、医師、看護師、介護従事者等が、新型コロナウイルスに感染した場合、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則、労災保険給付（療養補償給付、休業補償給付など）の対象となります。まずは、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

【支給要件】

1 対象者

給与等の支払を受けている被保険者（組合員の家族も含む）及び個人事業主である 1 種組合員のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した、又は発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができない方。

2 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができなかった期間のうち、労務に就くことを予定していた日（入院が継続する場合等は、最長 1 年 6 か月）

3 支給額

- ① 給与等の支払を受けている被保険者…（直近の継続した 3 月間の給与収入の合計額÷就労日数）×2/3×支給対象となる日数
- ② 個人事業主である 1 種組合員…（直近の継続した 3 月間の営業等収入（組合員資格判定基準に定めている医療及び福祉の事業又は業務に係る収入に限る）÷就労日数）×2/3×支給対象となる日数

※ 1 日当たりの支給限度額 日額…30,887 円

※ 給与等の全部又は一部を受けることができる場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

※ 1 種組合員にあっては、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金が支給される場合には、既存の傷病手当金（規約第 15 条に規定するもの）は支給されません。ただし、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給額が既存の傷病手当金の算定額より少ないときはその差額が既存の傷病手当金として支給されます。

4 適用期間

傷病手当金の支給を始める日が、令和2年1月1日から令和5年3月31日までの間にある場合に適用。

5 その他

傷病手当金の支給を受けるためには申請が必要となります。申請が必要となった場合は、事前に電話で事務局までお問い合わせください。

問合せ先
三重県医師国民健康保険組合
津市桜橋二丁目 191 番 4
TEL 059-228-7212

6 Q & A

Q 1 無症状の濃厚接触者も傷病手当金の支給対象となるのか。

A 傷病手当金は、「療養のため労務に服することができないとき」に支給するものであるため、無症状の濃厚接触者については支給対象とならない。

Q 2 感染の疑いがない者が、自治体からの外出自粛要請や事業主からの指示で労務に服さなかった場合についても傷病手当金の対象となるのか。

A 傷病手当金は、「療養のため労務に服することができないとき」に支給するものであるため、感染の疑いがないものの、自治体からの外出自粛要請や事業主からの指示で労務に服さなかった場合は、支給対象とはならない。